

---

---

# 第1部

## 埼玉県における 男女共同参画の状況

---

---

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。

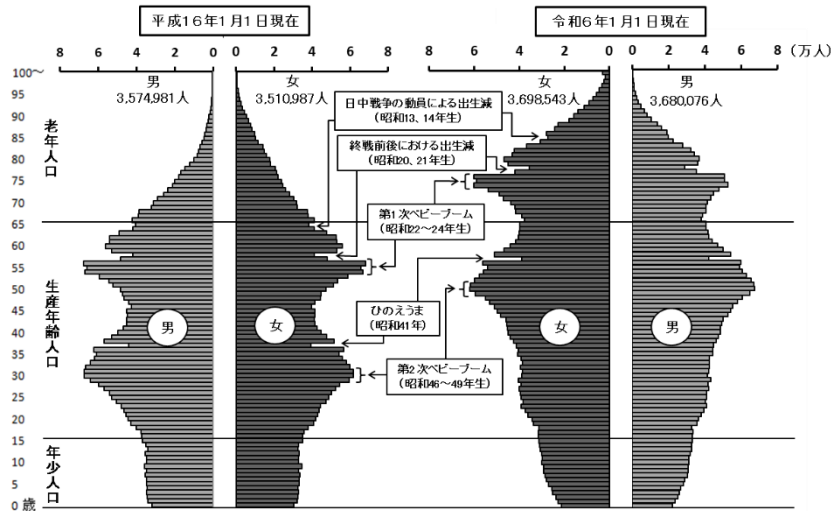
なお、数値については、単位未満四捨五入のため、合計とは必ずしも一致していないところがあります。

# ■埼玉県における男女共同参画の状況

## ○人口概況

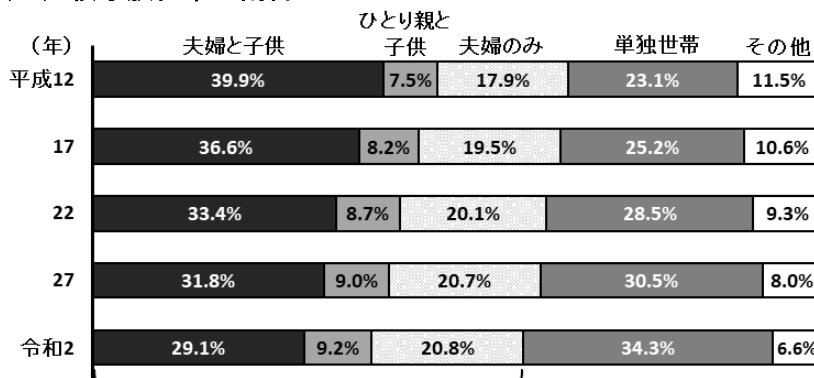
### 1 人口と世帯

#### (1) 人口ピラミッド



※ 県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告」より作成

#### (2) 核家族世帯の割合

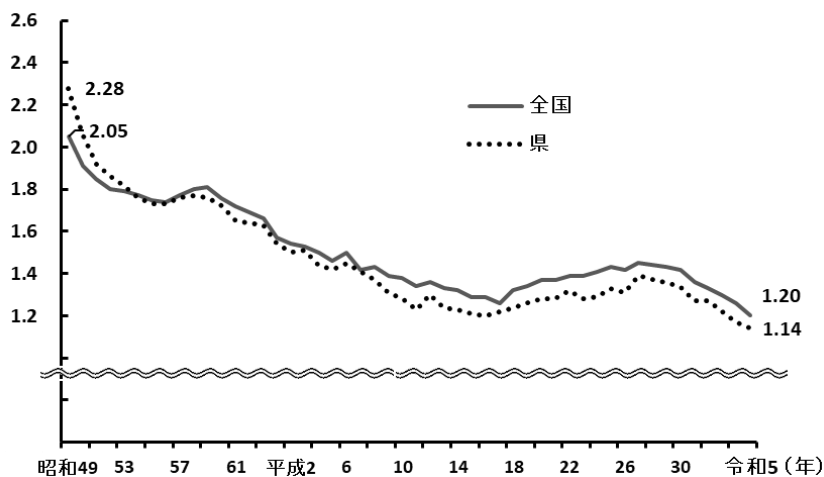


核家族の割合 59.1%

※ 総務省「国勢調査」より作成

### 2 人口動態

#### (3) 合計特殊出生率の推移



※ 厚生労働省「人口動態統計」より作成

令和6年1月現在、本県の人口は7,378,619人で、内訳は女性が3,698,543人、男性が3,680,076人である。

また、平均年齢は47.4歳で前年に比べて0.2歳の上昇となり、男女別にみると、女性が48.6歳、男性が46.2歳である。

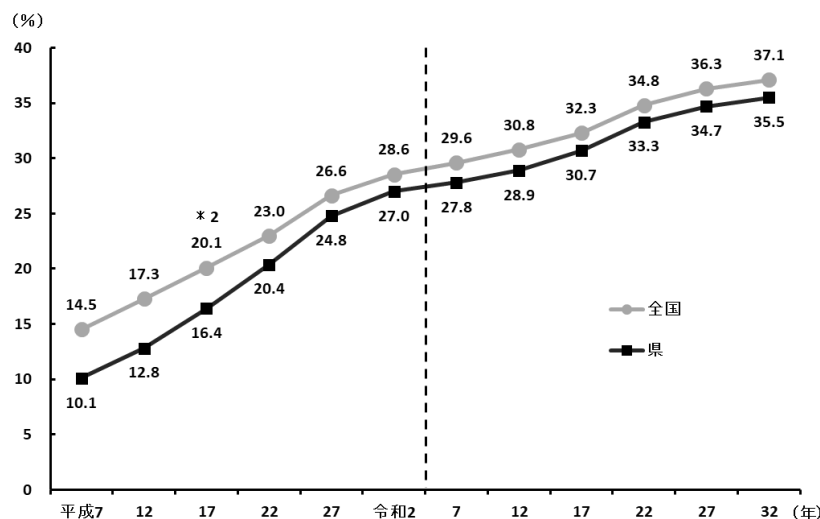
平成16年（20年前）と比較すると、年少人口、生産年齢人口はともに減少し、65歳以上の老年人口が増加している。

本県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、59.1%と全国平均（54.2%）より4.9ポイント高く、奈良県、和歌山県に次いで全国3位となっている。

本県の令和5年の合計特殊出生率\*は1.14（全国40位）であり、過去最低となった。

\* 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を産むとした子供の数。

#### (4) 高齢化率の見通し



※ 令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」より作成

本県の高齢化率<sup>\*1</sup>は、令和2年（2020年）の国勢調査では全国で6番目の低さとなっている。

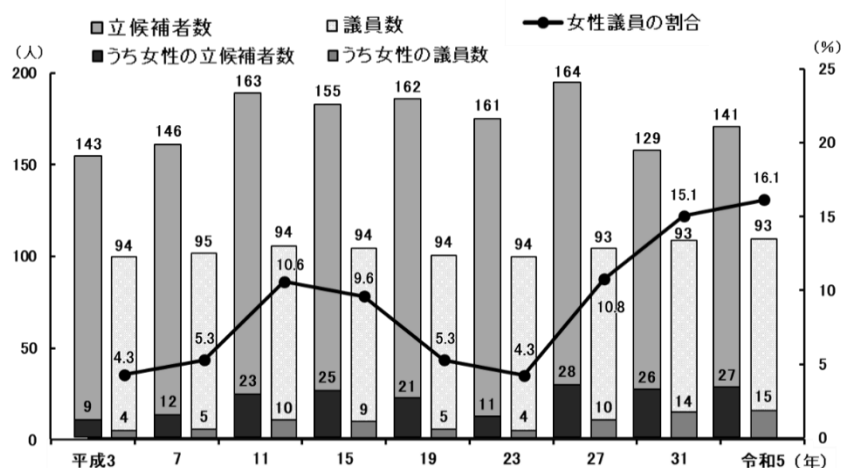
\* 1 高齢化率…総人口に占める65歳以上の割合。

\* 2 国勢調査の数値について、平成22年から「不詳」数を分母に含めない方法で算出されており、平成17年の数値は総務省統計局が同様の算出方法で再計算した数字を採用。

### ○女性の社会参画

#### 1 政治への参画

##### (5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

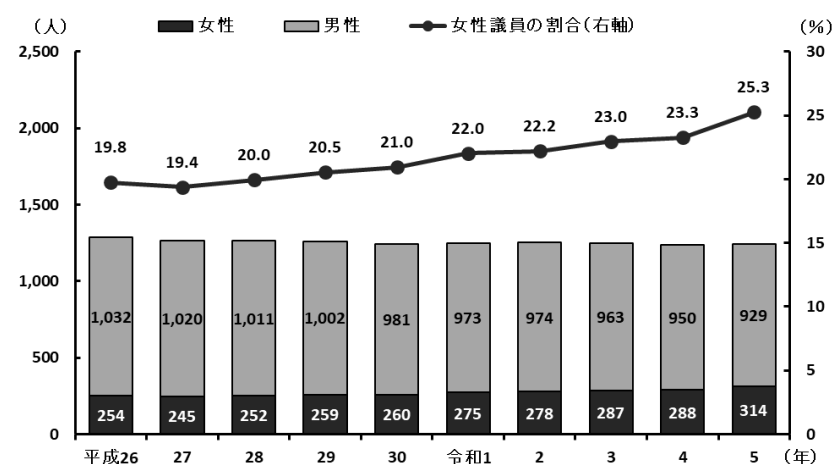


※ 県市町村課調べ

令和5年4月に行われた本県議会議員選挙において、141人の立候補者のうち女性は27人となった。

また、当選者数は93人中女性が15人で、平成3年以降最も多くなり、その割合は16.1%となった。

##### (6) 市町村議会の状況（各年12月31日現在）



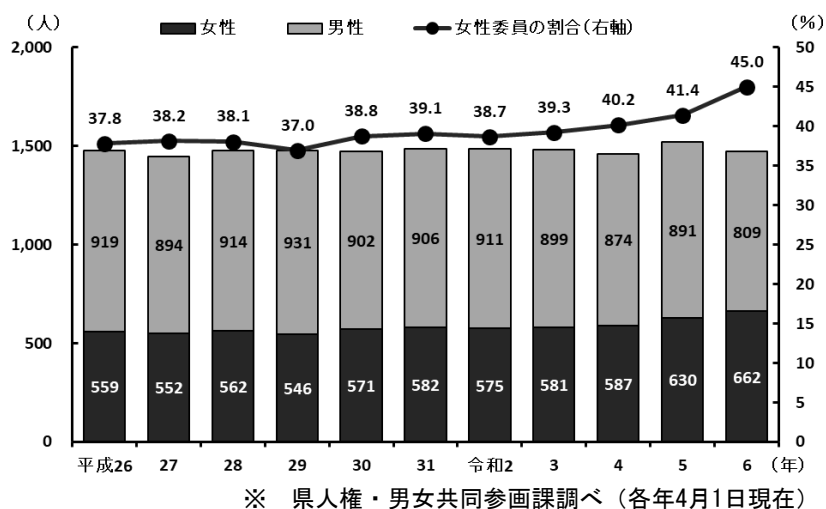
※ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

令和5年12月末現在、県内市町村議会議員における女性の数は314人（市255人、町村59人）で、その割合は、市が26.9%、町村が20.0%、全体で25.3%である。

女性議員の割合は、全国1位は東京都（33.5%）で埼玉県は4位となっている。

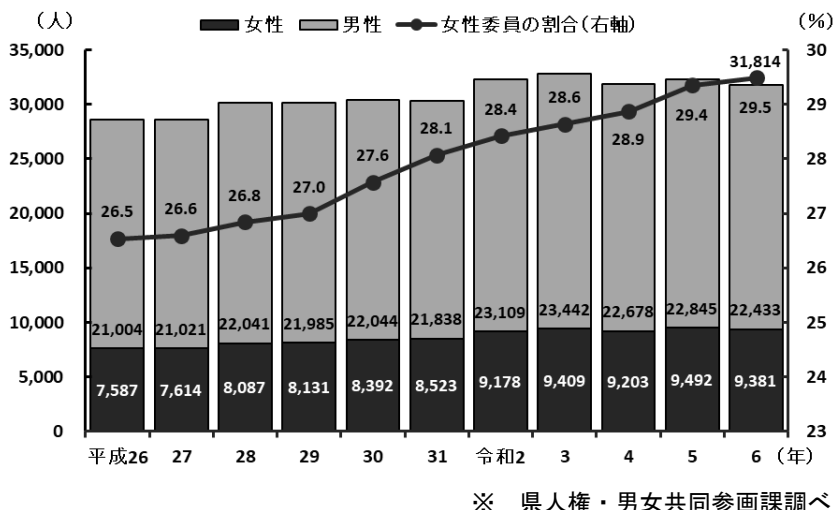
## 2 審議会等への参画

### (7) 審議会等における女性の委員数と割合の推移



令和6年4月1日現在、本県の審議会等委員総数1,471人のうち、女性の委員は662人で、その割合は45.0% (前年比3.6ポイント増) である。

### (8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移 (広域で設置している審議会等の委員数を含む)



令和6年4月1日現在\*、県内市町村の審議会等委員総数31,814人のうち、女性の委員は9,381人で、その割合は29.5%である。

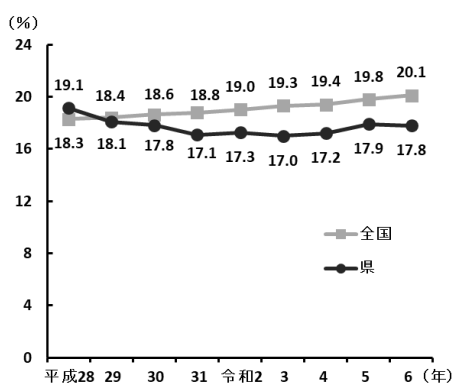
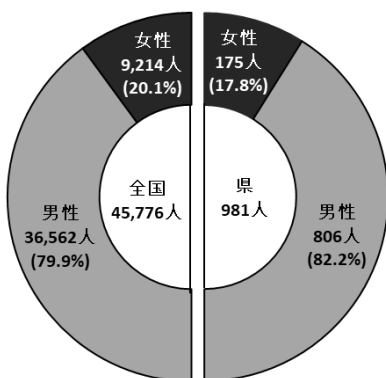
\* 調査時点は原則として令和6年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

## 3 司法への参画

### (9) 弁護士の男女比

令和6年4月1日現在

女性の割合の推移

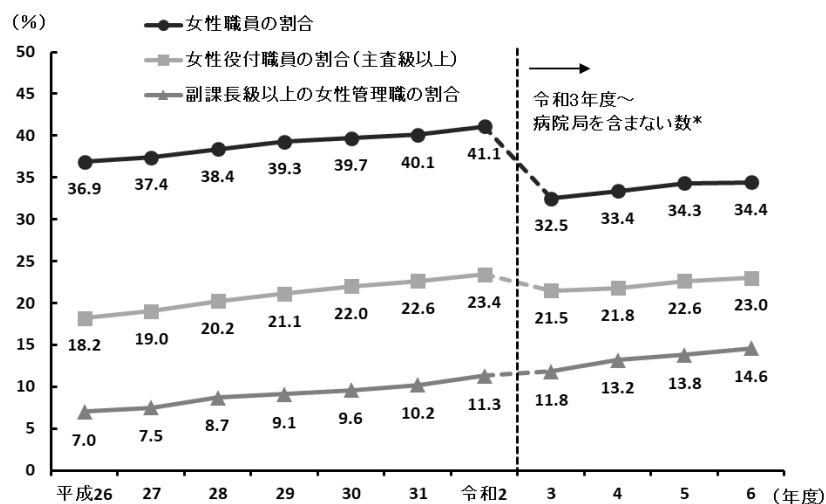


※ 日本弁護士連合会事務局調べ

本県の弁護士総数981人のうち、女性の弁護士は175人 (前年比4人増) である。また、その割合は17.8%で、全国平均(20.1%)より2.3ポイント低くなっている。

## 4 県・市町村における女性の職員の状況

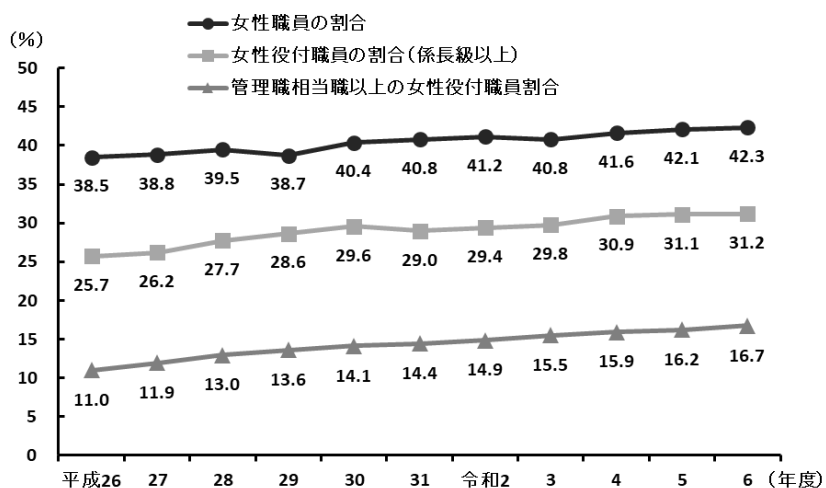
### (10) 県における女性の職員・役付職員の割合



※ 県人事課調べ

※ 病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3以降は病院局を含まない

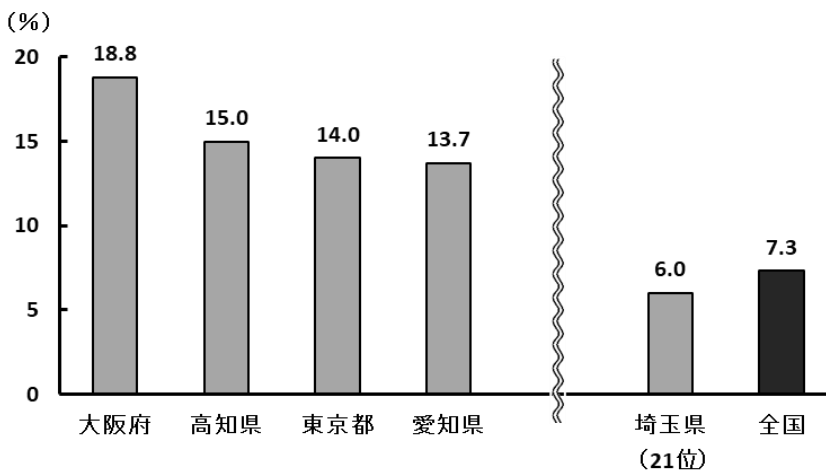
### (11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



※ 県人権・男女共同参画課調べ

## 5 地域における参画

### (12) 自治会長に占める女性の割合



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」より作成

令和6年4月1日現在、本県の女性職員は7,849人中2,703人で、割合は34.4%となっている。

また、女性役付職員(主査級以上)は、3,606人中828人(23.0%)、そのうち副課長級以上の女性管理職は843人中123人(14.6%)となっている。

\* 全任命権者(教育・警察・令和3年度から病院局は除く。)

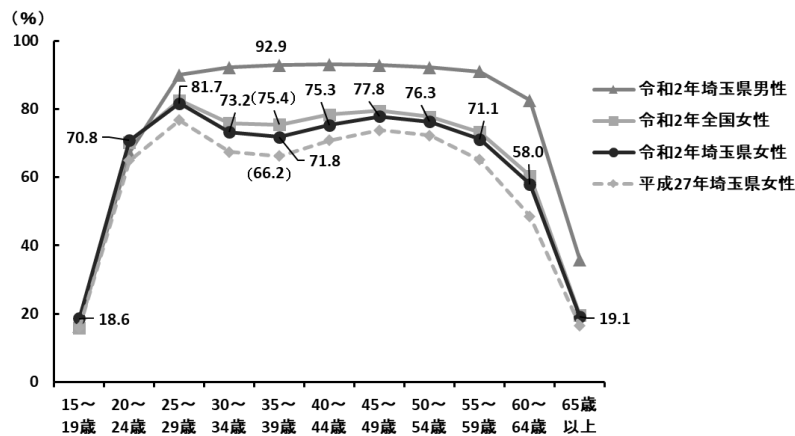
令和6年4月1日現在、県内の市町村における職員のうち女性職員の割合は42.3%、女性役付職員の割合は31.2%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は16.7%となっている。

令和6年7月1日現在、自治会長に占める女性の割合は6.0%(全都道府県中21番目)であり、全国平均の7.3%より下回っている。

## 1 女性の就業率

### (13) 年代別の女性の就業率



※ 総務省「国勢調査」より作成

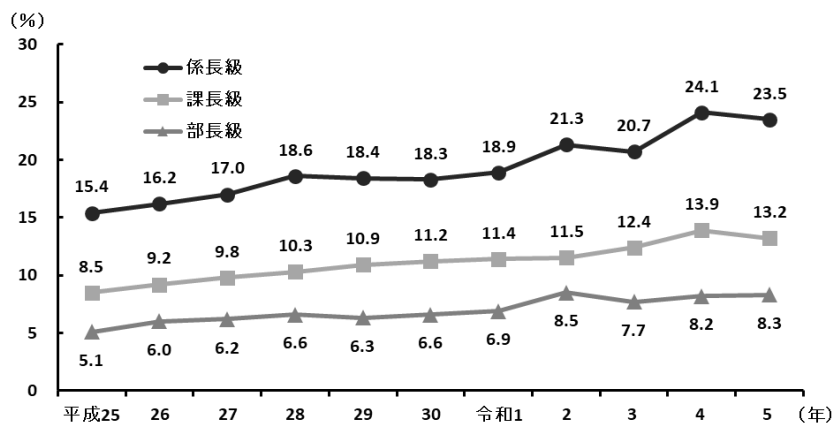
令和2年の本県の女性就業率\*を年代別にみると、25～29歳の層の81.7%と45～49歳の層の77.8%を2つの頂点として、35～39歳の71.8%を底とするM字型曲線を描いている。

平成27年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

\* 就業率…15歳以上の人口のうち、就業者の割合。  
(就業者とは、調査期間中収入を伴う仕事を少しでもした人をいう。)

## 2 民間企業等における女性役職者の状況

### (14) 階級別役職者に占める女性割合の推移（全国）

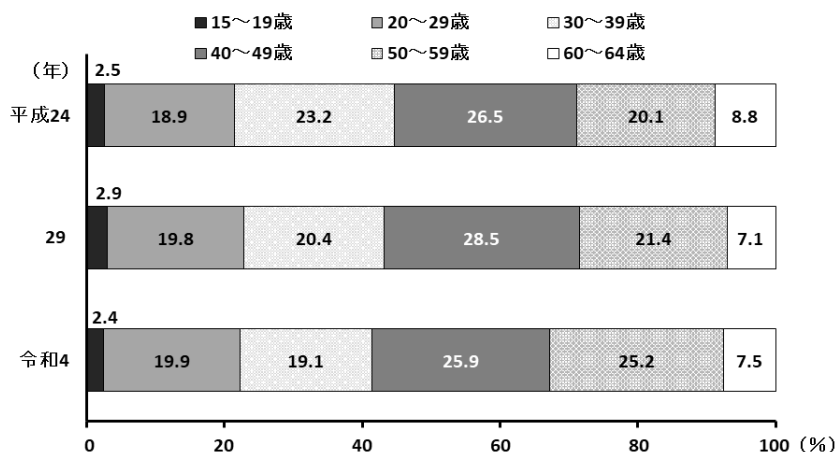


・令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年度以前の企業区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。

※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

## 3 女性の雇用者の状況

### (15) 女性雇用者（15～64歳）の年代別比率推移

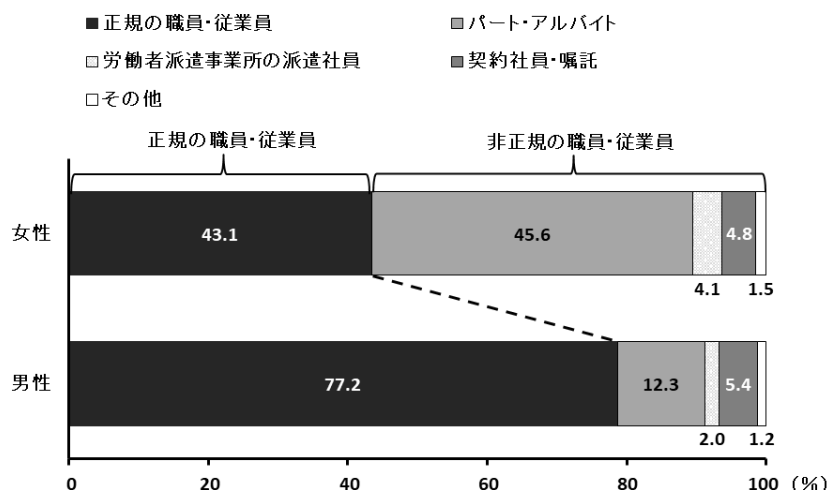


※ 総務省「就業構造基本調査」より作成

令和5年の全国の民間企業等（従業員数100人以上）における役職者を階級別にみると、部長相当職は8.3%、課長相当職は13.2%、係長相当職は23.5%であり、長期的にみると増加傾向にある。

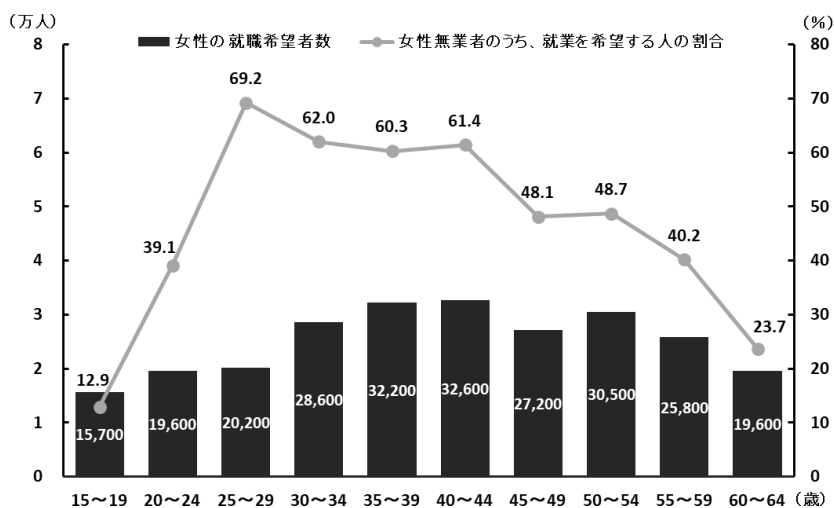
本県の15～64歳の女性雇用者1,627千人を年代別にみると、前回調査（平成29年）から比べて、15～19歳、30歳代、40歳代の比率は減少したが、その他の年代では増加した。

## (16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合



※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

## (17) 女性無業者のうち就業を希望する人数

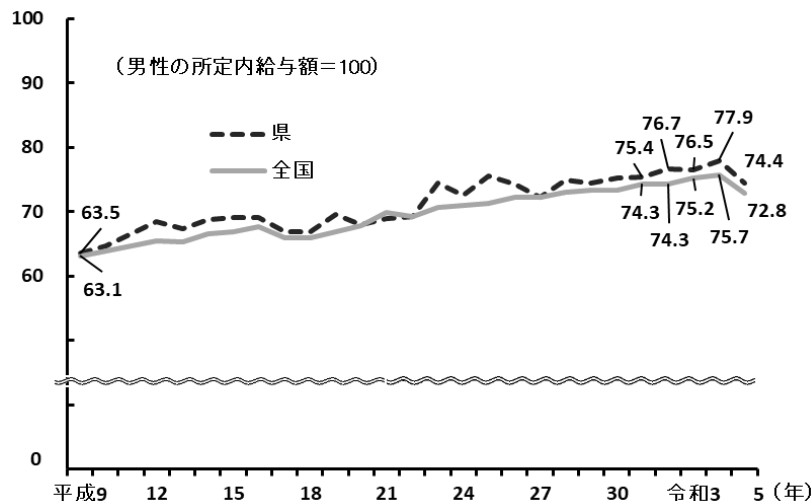


・65歳以上の就業希望者数は、52,300人である。

※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

## 4 賃金

### (18) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は45.6%で、全国平均41.4%より高くなっている。

非正規雇用は女性の5割台半ばを占める一方、男性では2割超となっている。

※ パート、アルバイト等の雇用形態は、勤め先での呼称による。

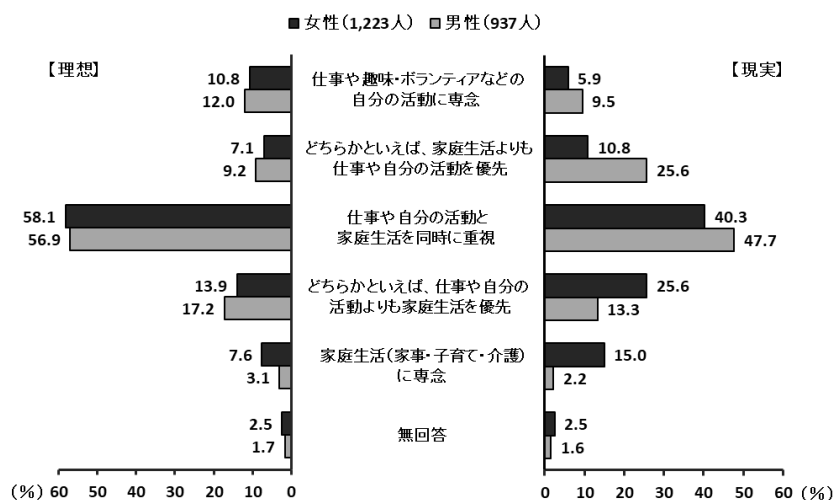
本県の就業していない女性154万人のうち、就業を希望する女性は30～40歳代を中心に304,300人（19.8%）いる。その割合は、全国で5番目に高く、全国平均17.6%に比べて2.2ポイント高くなっている。

本県における令和5年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額\*）を100（380,700円）としたとき、女性一般労働者の給与水準は74.4（283,300円）となっており、格差は長期的には縮小傾向にある。

\* 所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

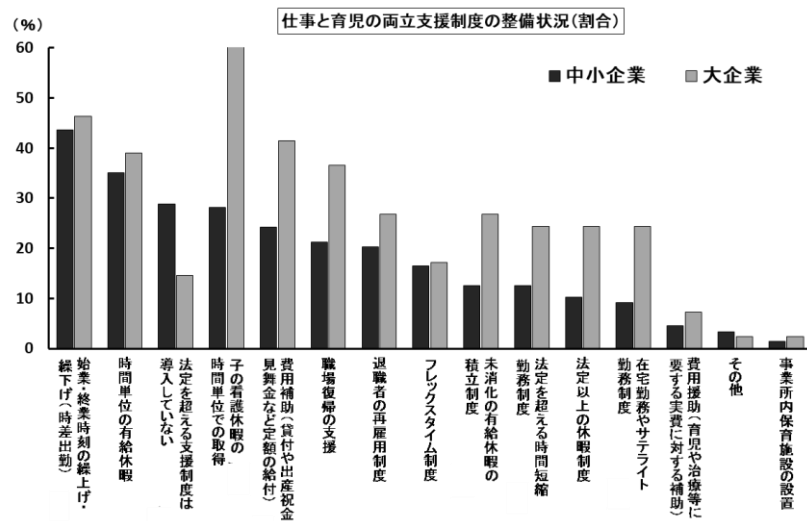
## 5 家庭と仕事の両立支援

### (19) 家庭生活の優先度



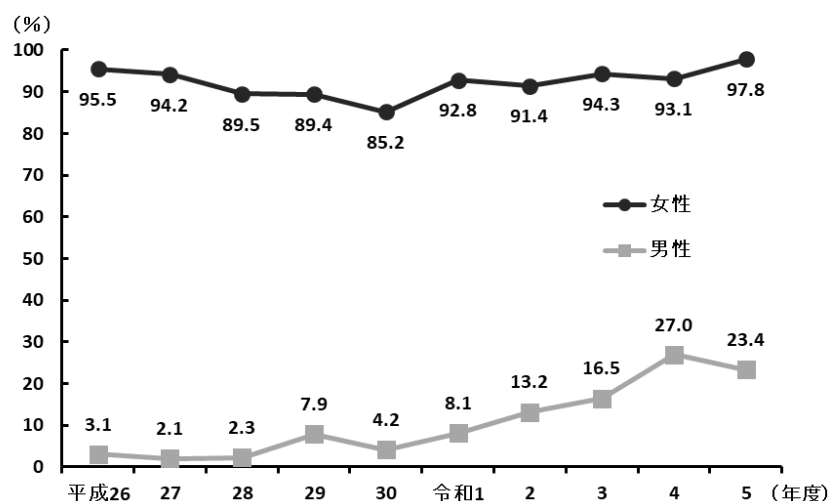
※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

### (20) 仕事と育児の両立支援



※ 県多様な働き方推進課「令和5年度埼玉県就労実態調査」より作成

### (21) 育児休業取得率(県内中小企業)



※ 1 県多様な働き方推進課「令和5年度埼玉県就労実態調査」より作成

※ 2 各年度の数字は、前年度の育児休業取得率の数字である。

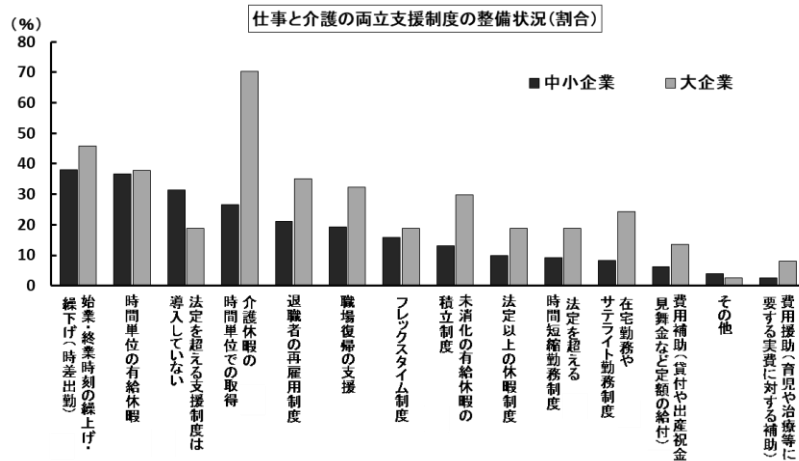
【理想】・【現実】ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。【現実】で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」となっている。

法定を超える仕事と育児の両立支援制度がないと回答した事業所の割合は、県内中小企業で28.8%であった。大企業では14.6%が支援制度がないと回答している。さらに、両立支援の内容をみると、中小企業では「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」が43.6%、大企業では「子の看護休暇の時間単位での取得」が65.9%と最も多くなっている。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に出産した女性及び配偶者が出産した男性について、中小企業における育児休業の取得率をみると、女性は97.8%、男性は23.4%となっている。

※ 参考…県内大企業での育児休業取得率  
女性：100.0%  
男性：52.9%

## (22) 仕事と介護の両立支援



※ 県多様な働き方推進課「令和5年度埼玉県就労実態調査」より作成

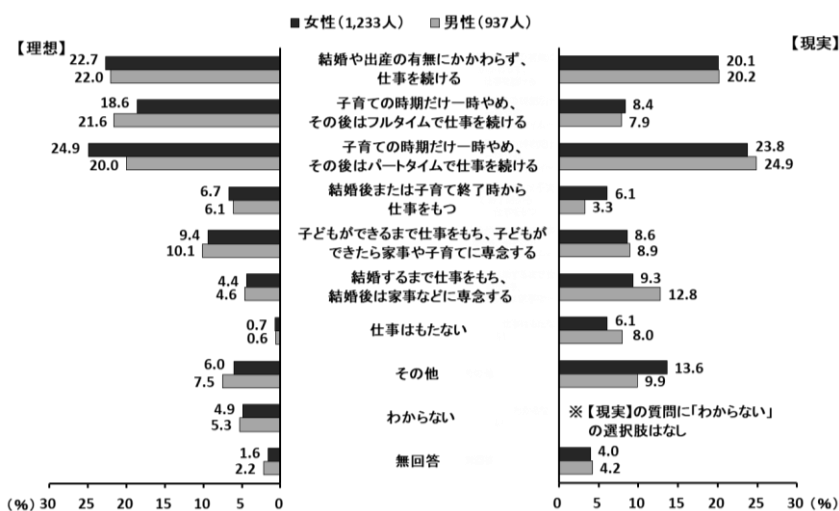
法定を超える仕事と介護の両立支援制度がないと回答した事業所は、県内中小企業で31.5%であった。大企業では18.9%が支援制度がないと回答している。

利用できる制度として最も多いものは、中小企業では「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)」で38.0%、大企業では「介護休暇の時間単位での取得」が70.3%と最も多くなっている。

## ○家庭生活

### 1 ライフスタイル

#### (23) 女性の働き方の理想と現実

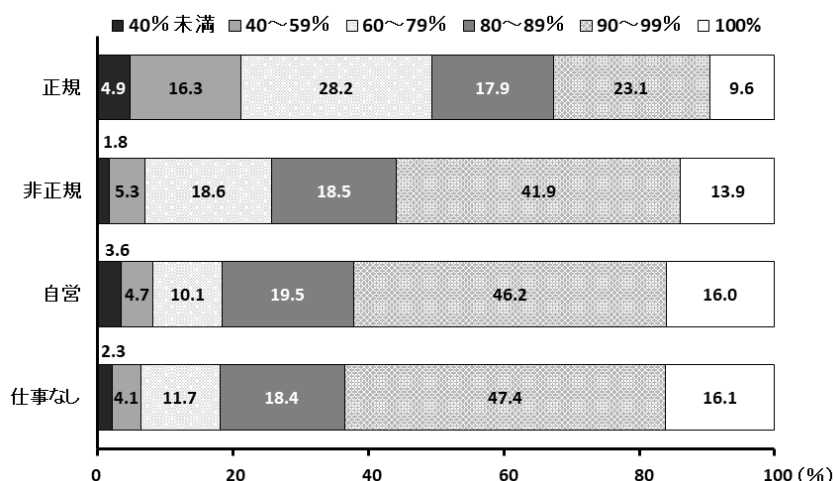


※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

女性の働き方について、理想・現実ともに女性は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多く、男性は理想は「結婚や出産の有無にかかわらず、仕事を続ける」が最も多く、現実には「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多くなっている。

※ 女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

#### (24) 従業上の地位別に見た妻の家事分担割合(全国)



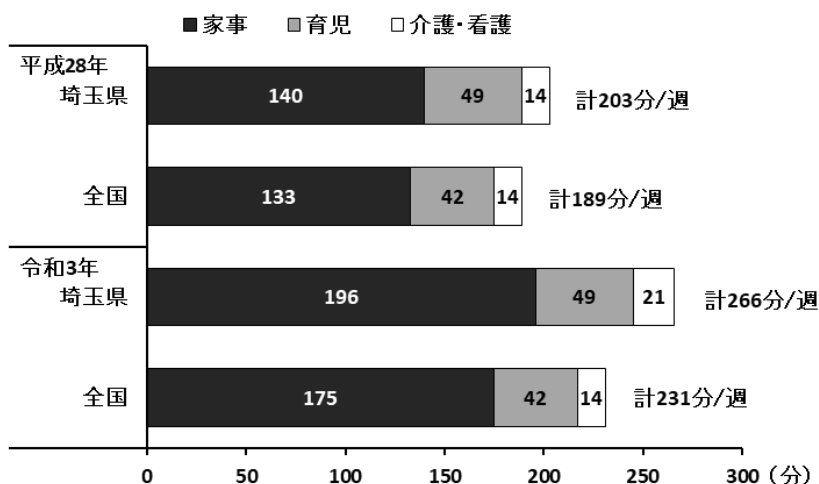
※ 国立社会保障・人口問題研究所「第7回全国家庭動向調査」より作成

妻が「正規」で働く世帯では、「非正規」「自営」「仕事なし」と比べて、妻の家事分担割合は相対的に少ない。それでも約5割の妻が家事の80%以上を担っている。

また、家族従事者を含む「自営」の妻と専業主婦を含む「仕事なし」の妻においては、それぞれ8割以上の妻が80%以上の家事を分担している。

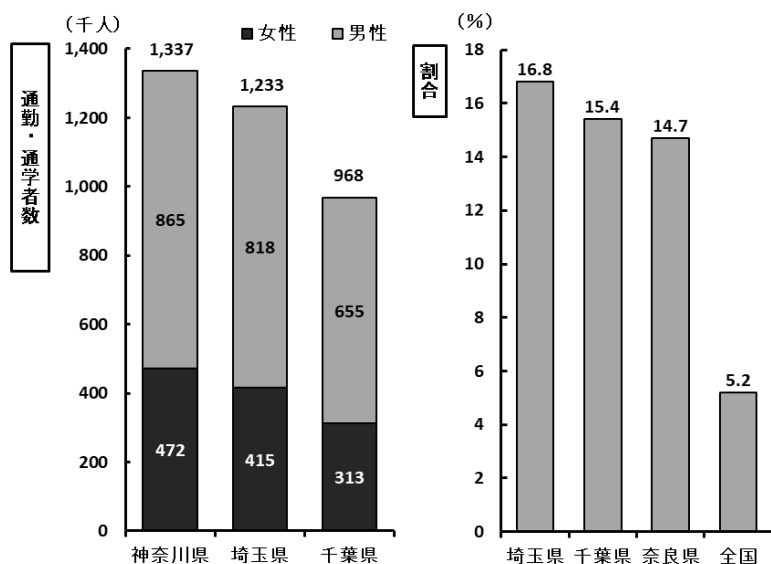
## 2 男性にとっての男女共同参画

### (25) 男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)



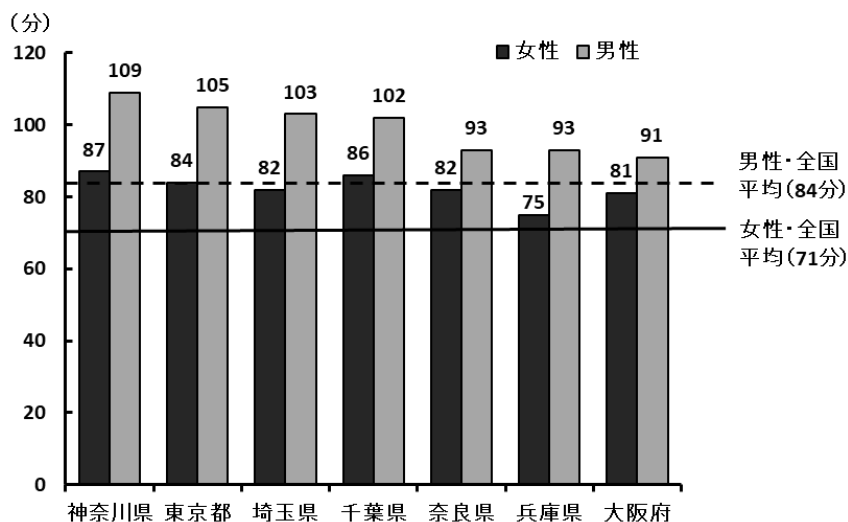
※ 総務省「社会生活基本調査」より作成

### (26) 他都県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省「令和2年国勢調査」より作成

### 通勤・通学時間



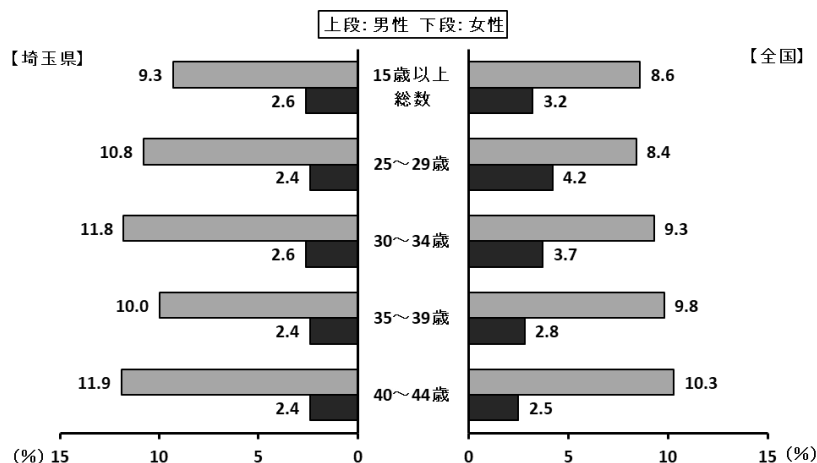
※ 総務省「令和3年社会生活基本調査」より作成

本県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時(平成28年)と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は63分(1日当たり9分)長くなり、全国1位となった。

他都県への通勤・通学者数は約123万人で、神奈川県に次いで全国2位であり、その割合は16.8%で全国1位となっている。

また、10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は103分で神奈川県、東京都に次ぎ全国3位、女性も82分と全国で4番目の長さとなっている。

## (27) 子育て世代の長時間労働 (週60時間以上就業している人の割合)



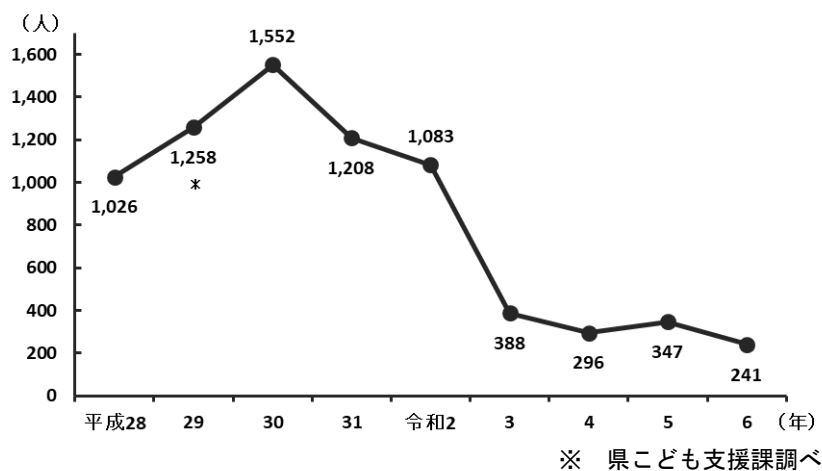
※ 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

本県の年間就業日数200日以上  
の男性（15歳以上）のうち、週  
60時間以上就業している男性の  
割合は、全国（8.6%）より0.7ポ  
イント高く、9.3%となっている。

さらに、25～44歳の子育て世  
代では11.1%と、全国（9.5%）よ  
り1.6ポイント高い。

## 3 子育ての社会的支援

### (28) 保育所待機児童数



※ 県子ども支援課調べ

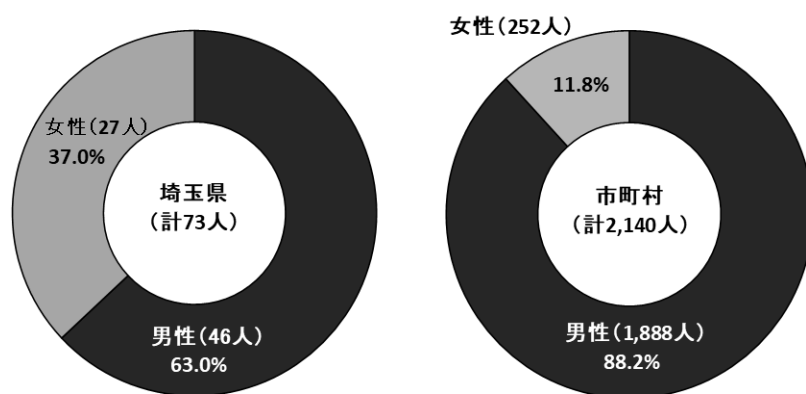
本県の令和6年4月1日現在の  
待機児童数は241人で、前年（347  
人）から106人減少した。

\*：平成29年4月に待機児童の定義を  
変更

## ○防災

### 1 防災分野における参画

#### (29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合

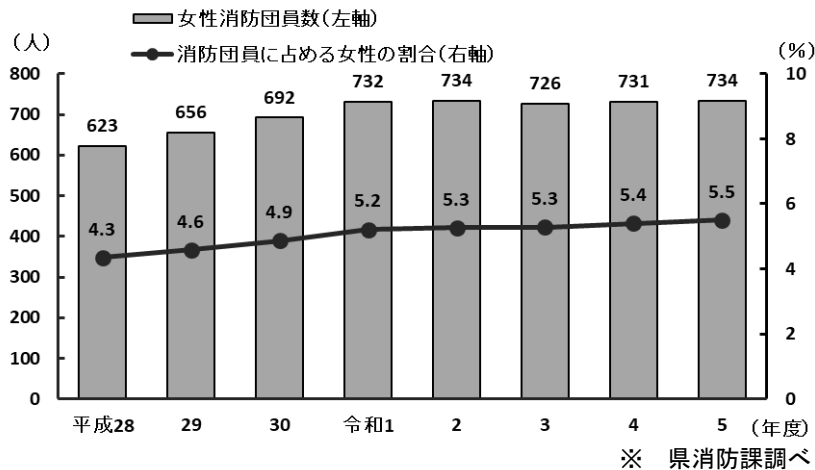


令和6年4月1日現在、本県の防  
災会議での女性委員が占める割  
合は、37.0%（73人中27人）で、  
全国平均（23.3%）より13.7ポイ  
ント高くなっている。

県内市町村では総数2,140人  
のうち女性は252人（11.8%）で  
あり、防災会議の設置されてい  
る60市町村中4町村に女性委員  
がいない。

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する  
施策の推進状況（令和6年度）」より作成

### (30) 消防団員に占める女性の割合



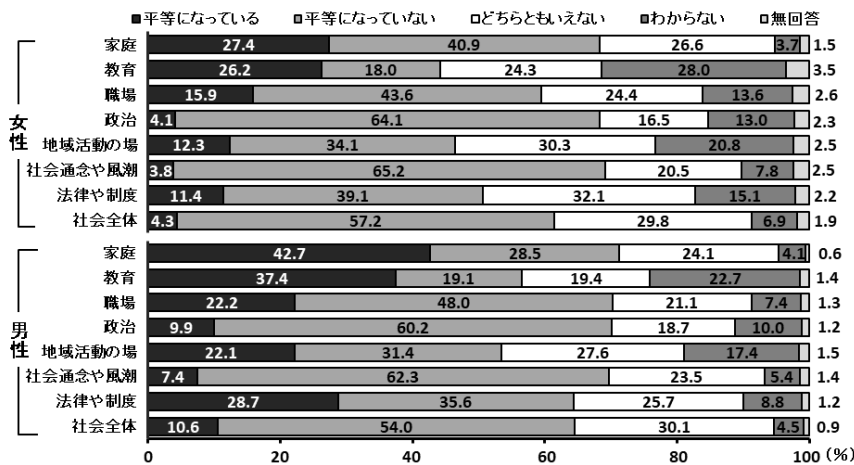
令和5年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、13,332人中734人(5.5%)であり、年々その割合は微増している。

また、全国では3.7%となっており、県が1.8ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「消防団の組織概要等に関する調査(令和5年度)」による。)

## ○男女共同参画に関する意識

### 1 男女平等に関する意識

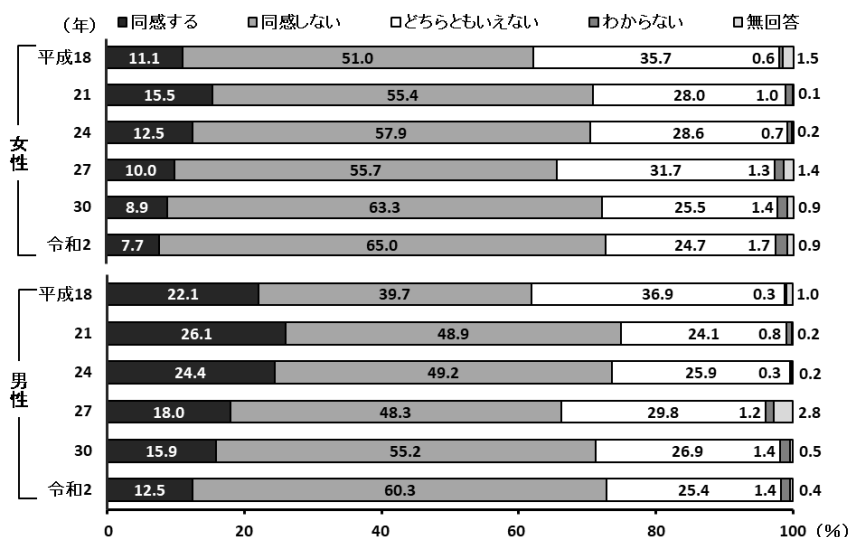
#### (31) 男女の地位の平等感



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

### 2 性別による役割分担意識

#### (32) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

男女平等に関する意識では、男女とも【政治】【社会通念や風潮】【社会全体】に不平等感を強く感じている。

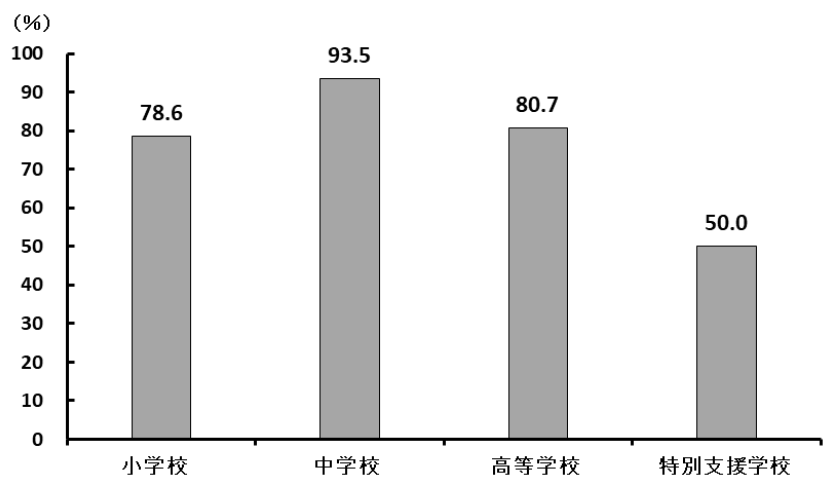
また、【家庭生活】において男女の意識差が大きくなっており「平等になっている」は15.3ポイント男性の方が高く、「平等になっていない」は12.4ポイント女性の方が高くなっている。

「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同意しない」の割合が増え、「同意する」割合が減っている。また、男性の「同意しない」が初めて6割を超えた。

## 1 公立学校での男女平等教育の推進状況

### (33) 男女平等教育の推進状況

(年間指導計画に位置付けている割合)



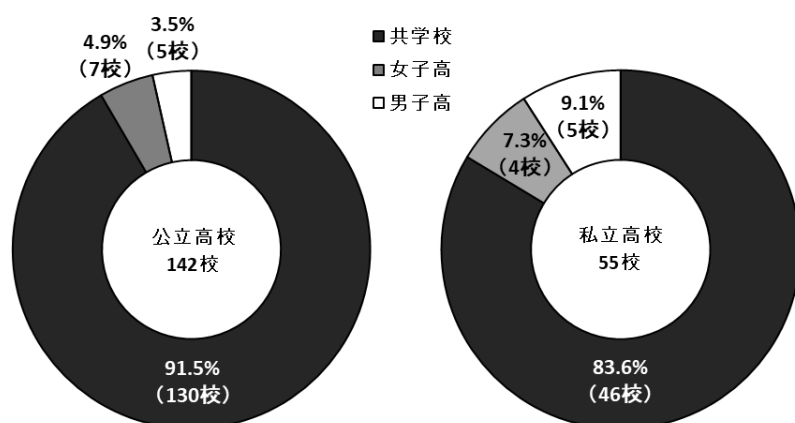
※ 県教育局人権教育課調べ

令和6年3月現在、県内の各公立学校\*での男女平等教育の推進状況について（年間指導計画に位置付けている割合）は、小学校が78.6%（692校中544校）、中学校が93.5%（355校中332校）、高等学校が80.7%（161校中130校）、特別支援学校が50.0%（52校中26校）である。

\* さいたま市立学校は含まない。

## 2 高等学校の男女共学、別学の状況

### (34) 公・私立高等学校の共学、別学の状況（令和6年5月）

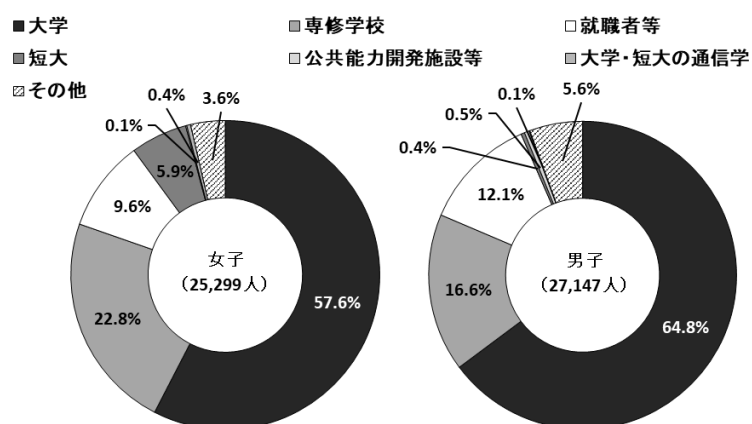


※ 県学事課、教育局県立学校人事課調べ

令和6年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.5%、私立が83.6%である。

## 3 高等学校卒業者の進路

### (35) 高等学校卒業者（現役）の進路（令和5年3月卒業生）



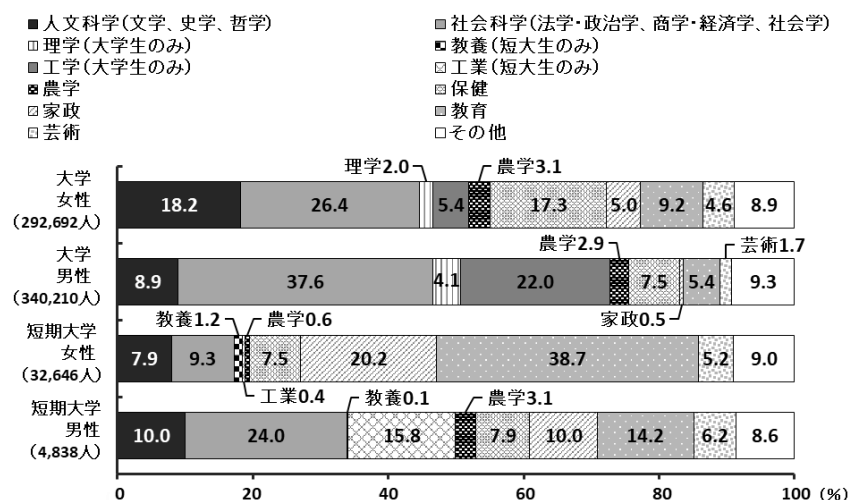
※ 文部科学省「令和5年度学校基本調査」より作成

令和5年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が57.6%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

短大等を合わせた女子の大学等進学率は63.9%（全国平均62.1%）で全国9位となっている。

## 4 大学等への入学と専攻分野

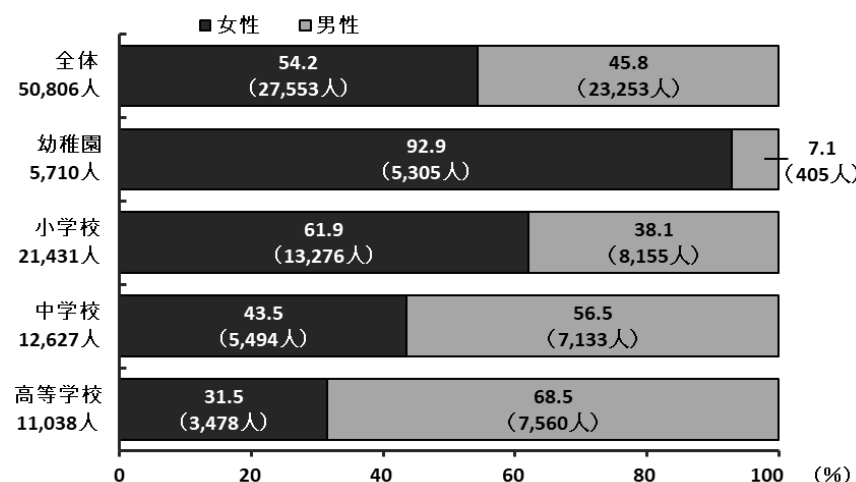
### (36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



※ 文部科学省「令和5年度学校基本調査」より作成

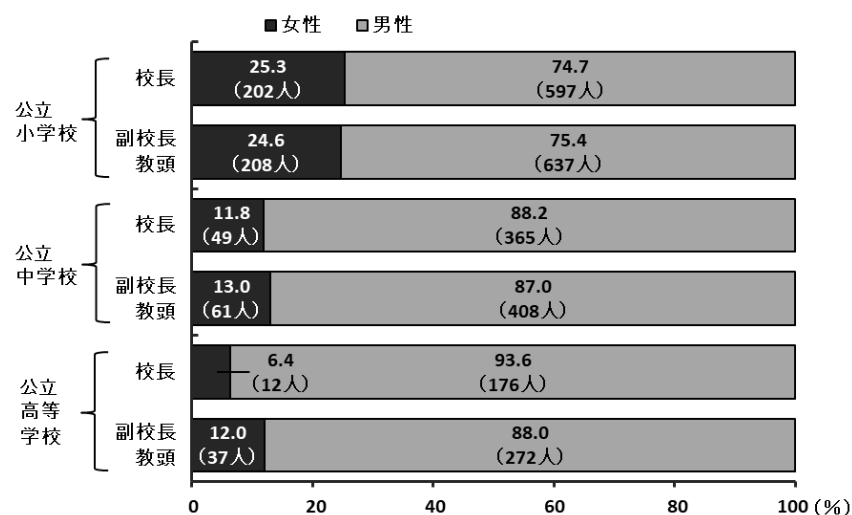
## 5 女性の教員の状況

### (37) 女性の教員の占める割合



※文部科学省「令和5年度学校基本調査」より作成

### (38) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数



※文部科学省「令和5年度学校基本調査」より作成

大学に入学した女性の26.4%が社会科学、続いて18.2%が人文科学を専攻し、男性の37.6%が社会科学、続いて22.0%が工学を専攻している。

短期大学に入学した女性の38.7%が教育、続いて20.2%が家政を専攻し、男性の24.0%が社会科学、続いて15.8%が工業を専攻している。

令和5年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,806人で、そのうち女性教員の割合は54.2% (27,533人) となっている。

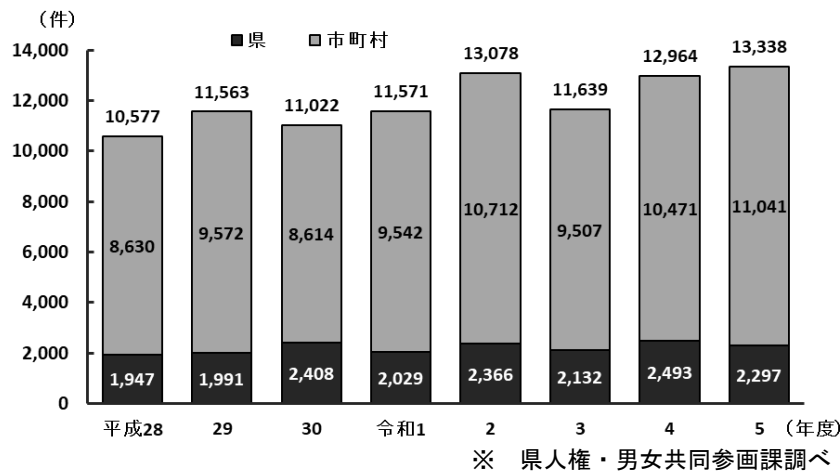
その割合は幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

令和5年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は小学校では校長が202人で25.3%、教頭が208人で24.6%、中学校では校長が49人で11.8%、教頭が61人で13.0%、高等学校では校長が12人で6.4%、副校長・教頭が37人で12.0%である。

## ○女性に対する暴力の根絶

### 1 DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

#### （39）DV相談件数



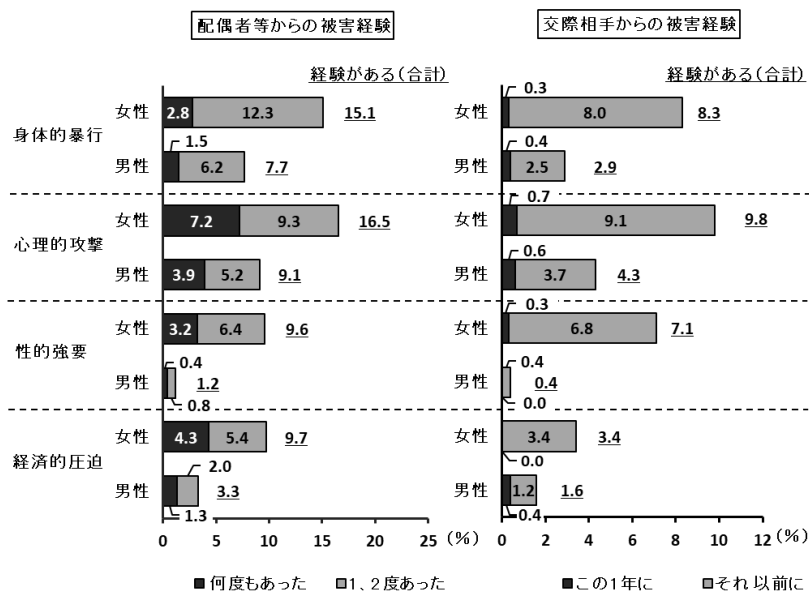
令和5年度に受けたDVに関する相談件数は県が2,297件、市町村が11,041件となっている。

※ 県：配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センター・男女共同参画推進センター）及び福祉事務所が受けたDV相談件数の合計

※ 市町村：DVに関わる総相談件数

### 2 配偶者等から受けた暴力

#### （40）配偶者等や交際相手からの暴力被害経験



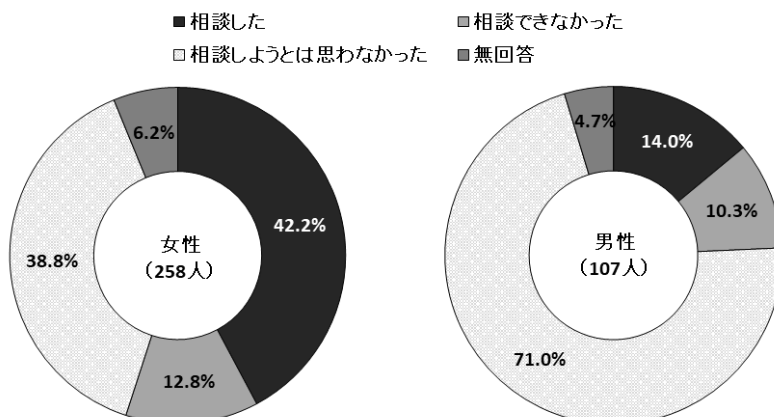
配偶者等から受けた被害及び、交際相手から受けた被害で、心理的攻撃が最も多くなっている。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

※ 各行為説明

- ・身体的暴行…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行
- ・心理的攻撃…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせなど
- ・性的強要…性的な行為の強要など
- ・経済的圧迫…必要な生活費を渡さない、外で働くことを妨害されるなど

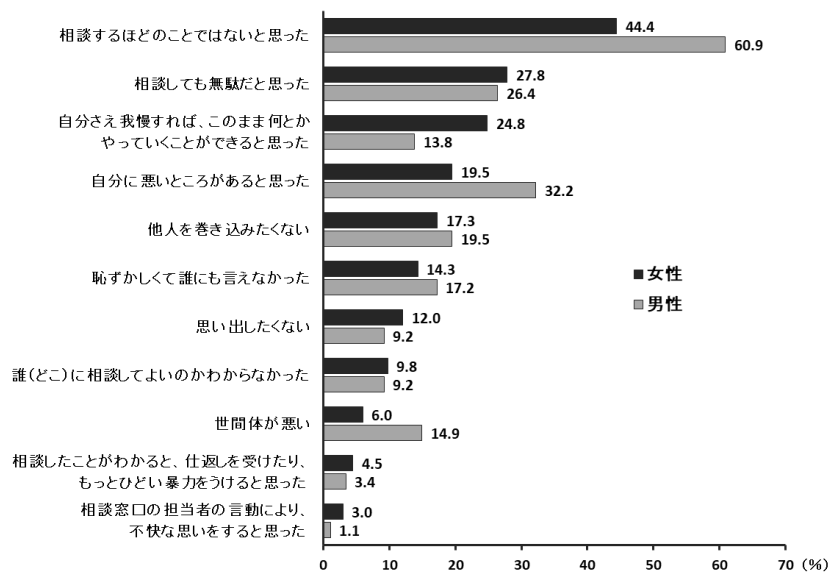
※ 「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

#### （41）配偶者等から受けた暴力に関する相談



配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は42.2%、男性は14.0%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は51.6%、男性は81.3%で、女性の約半数、男性の約8割の人が相談していない状況である。

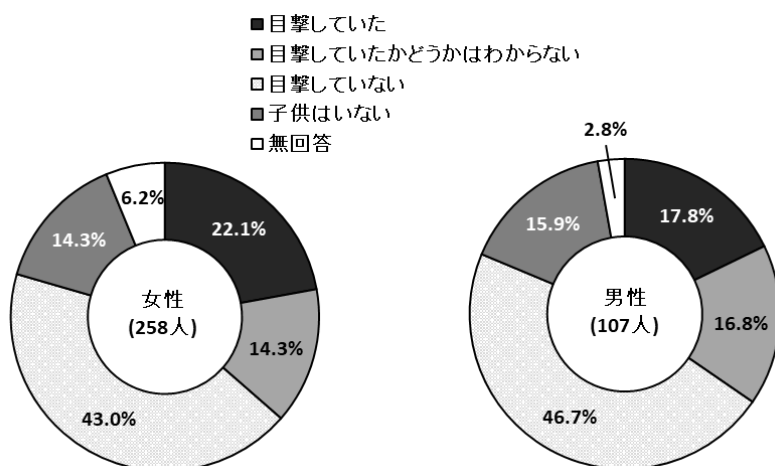
## (42) 相談できなかった理由



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

## 3 子供への影響

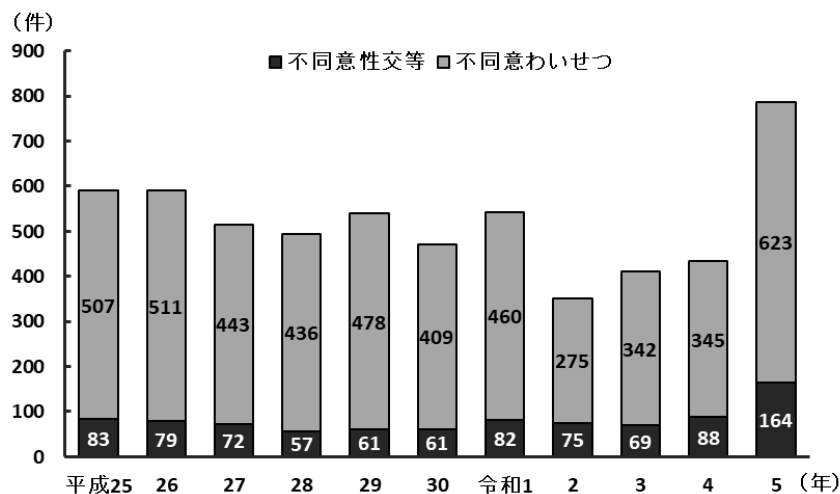
### (43) 子供の目撃の有無



※ 県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

## 4 性犯罪の実態

### (44) 不同意性交等・不同意わいせつの認知件数



※ 県警察本部刑事総務課調べ

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が最も多く女性は44.4%、男性は60.9%を占めている。

※ 「その他」、「無回答」は省略。

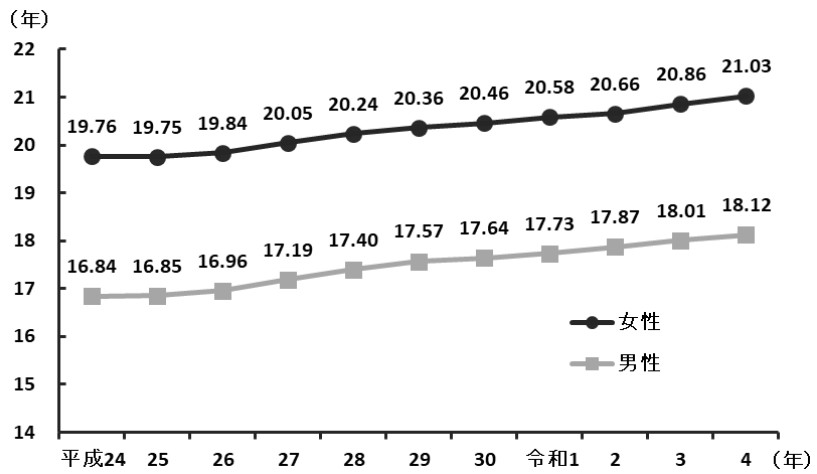
配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は女性で22.1%、男性で17.8%となっている。

不同意性交等・不同意わいせつの認知件数は、令和5年は不同意性交等が164件、不同意わいせつが623件であった。

※ 刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

## 1 高齢化社会

### (45) 健康寿命の推移

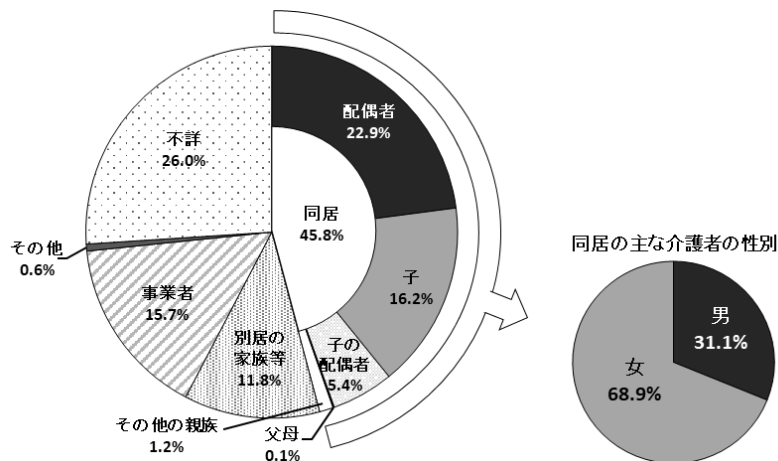


※ 県衛生研究所調べ

本県の令和4年の健康寿命\*は、女性21.03年、男性18.12年で、前年と比べて上昇している。

\* 健康寿命…65歳に達したのち、介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

### (46) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等(全国)



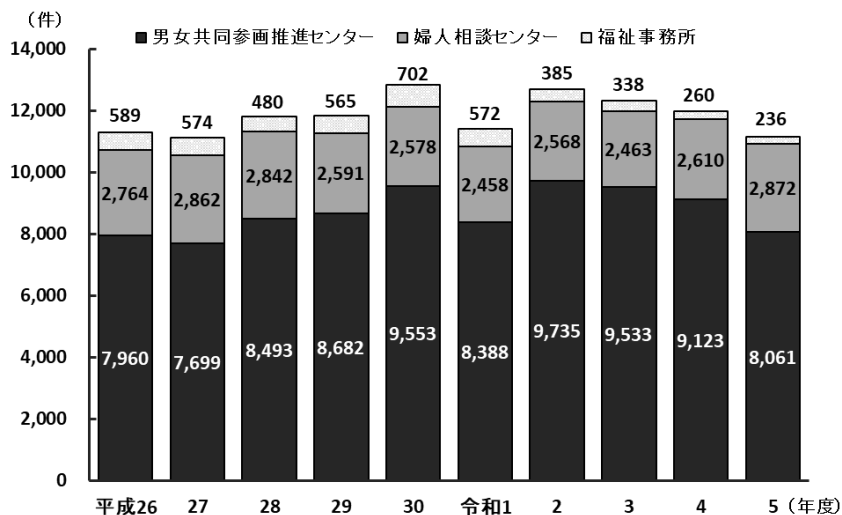
※ 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成

主な介護者は、要介護者等との「同居」が45.8%となっている。続柄をみると、「配偶者」が22.9%で最も多く、次いで「子」が16.2%となっている。

他方、同居の主な介護者の68.9%が女性となっている。

## 2 相談の受付状況

### (47) 男女共同参画推進センター、婦人相談センター等の相談受付状況

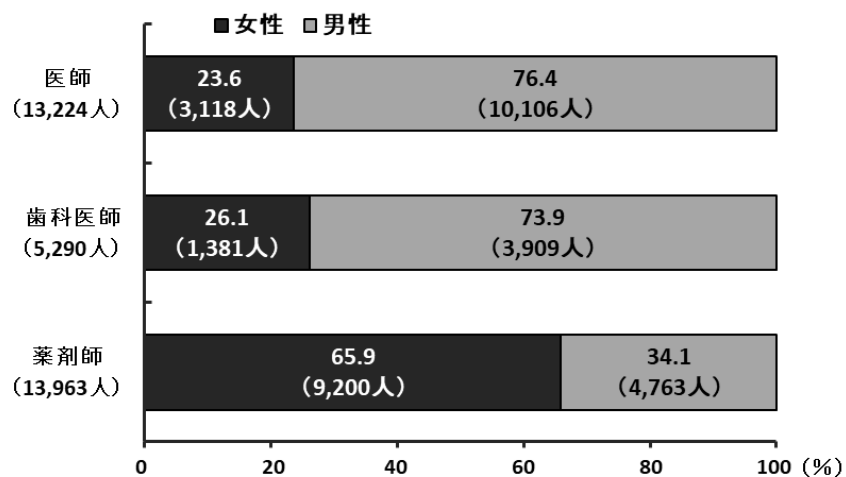


※ 県人権・男女共同参画課調べ

令和5年度の状況は、男女共同参画推進センターで8,061件、婦人相談センターで2,872件、福祉事務所で236件、合計で11,169件の相談を受け付けた。

### 3 医療従事者の女性割合

#### (48) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 厚生労働省「令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

令和4年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は医師が23.6%（全国平均23.6%）、歯科医師が26.1%（同25.8%）、薬剤師が65.9%（同65.1%）となっている。